

神奈川県弁護士会新聞

発行所
神奈川県弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎ 045-211-7707
URL <http://www.kanaben.or.jp/>

民事訴訟記録の閲覧制度の問題点 ～四会インターネットPTからの報告～

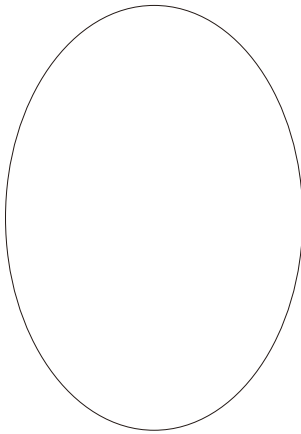
弁護士業務妨害対策委員会 副委員長 中尾 清孝

弁護士業務妨害対策委員会東京三会連絡会は、東京三会の弁護士業務妨害対策委員会の委員で結成されたPT（プロジェクト）であり、インターネットを利用した弁護士に対する業務妨害への対策を検討している。当会弁護士業務妨害対策委員会も平成29年度から参加しており、平成30年度からは「四会インターネットPT」に名称が変わった。本稿は、民事訴訟記録が容易にインターネット上に公開される危険性についての四会PTの意見として、四会それぞれの機関紙に投稿するものである。

1 民事訴訟記録の閲覧制度の悪用について

裁判の公開という憲法上の要請に伴い、民事訴訟法第91条第1項で何人も民事訴訟記録の閲覧を請求することが認められており、同法第92条第1項により閲覧制限の決定がなされない限り、なんの制限もないままにすべてを閲覧できるのが原則である（人事訴訟記録は人事訴訟法第35条で事実の調査に係る部分においておおむね同様）。また、閲覧制限の決定は、限定的な運用がなされている。つまり、事件になんの利害関係もない第三者が、プライバシーや個人情報等の塊である訴訟記録を、一切マスキングされないまま閲覧できる状態にあるのが現状である。

このような状況を



2 記録閲覧・謄写に関する裁判所の運用

悪用し、対象の弁護士が代理人を務める事件記録を閲覧し、その内容をインターネット上に公開することで当事者のプライバシーや名誉を侵害し、その結果当該弁護士の業務を妨害するという類型の業務妨害が、近時目立つようになっている。このような業務妨害は、対象の弁護士が被害に遭うものであると同時にその依頼者たる当事者までもが被害を受けるものである。その結果、民事訴訟の提起を躊躇させるといふ事態を招きかねず、ひいては憲法上の国民の裁判を受ける権利をも侵害しうるものであって、断じて看過できない。

横浜地方裁判所においては、一般人の記録閲覧・謄写請求に対し本人確認を行っていないものの、必ずしも顔写真付き身分証明書を要求しておらず、また、身分証明書の写しをとっていない。このような運用は、訴訟記録の公開が不法行為を構成した場合における不法行為者の有力な特定手段がその本人確認書類であることを軽視しており、きわめて不十分であると言わざるを得ない。

そこで、将来的な運用としては、①本人確認を顔写真付き身分証明書にて行うこと及びその写しをとって保管すること、②閲覧者に対し「本閲覧・謄写により得られた訴訟

研修会

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案と相続法改正

3月30日、当会会館にて横浜国立大学の常岡史子教授を講師に招き、相続法改正の研修会が開催された。

研修会の様子

民法改正といえ、いわゆる債権法の改正が平成32年（2020年）4月1日に施行されるが（一部を除く）、相続法の改正も改正法案が現在会期中の通常国会に提出されるところまで来ている。今回の改正は、配偶者居住権を始めとした配偶者の保護に関する規定の新設、遺産分割前における預貯金債権の行使に関する規定の新設、自筆証書遺言の方式の緩和及び法務局での保管制度の新設、遺留分減殺請求権の金銭債権化等、多岐にわたる上、実務に与える影響も大きく、研修会には多数の会員が参加した。研修会では、まず、改正法案について、民法第885条第2項（相続財産に関する費用）の削除の点から始まり、改正後の最後の条文となる民法第1050条（特別の寄与）まで各条文を概観した。続いて、常岡教授は、今回の改正内容のポイントについて詳しく解説した。

相続法は、市民にとって身近なものであり、今回の改正は報道等により市民の関心も高い。会員には、相続法改正に向けた実務対応が求められる。（会員 中野 智一朗）

3 当委員会として

訴訟記録の閲覧は裁判の公開に根拠を置く制度であってその重要性を疑うものではないものの、これにより弁護士への業務妨害とともに裁判での紛争解決を望んでいる一般人たる依頼者にまで被害が生じていることから、本稿にて会員の弁護士にも問題を提起した次第である。

4 情報提供のお願い

代理している事件の記録を閲覧されてその内容を公開されたなどの業務妨害に遭った経験のある会員の方は、被害実態の把握のため、下記連絡先まで一報ください。ご協力お願いいたします。

連絡先

神奈川県弁護士会
弁護士業務妨害対策担当受付
TEL 045-211-7711

神奈川県のアウトライントと天秤をモチーフにした神奈川県弁護士会のロゴマークです。

山ゆり

「子どもの気持ちに寄り添ってあげてください」。3歳の子を預ける保育園職員の話であった。わが子は幼いながらも好き嫌いがちゃんとあり、「大嫌い」と言われたかと思うと、迎えに行けば駆け寄ってきて足にまとわりついてくる。意思疎通ができるようになってからは子育ても楽しく感じる。もともと小さい子に余り興味がなかった私にとっては意外であった▼10歳の記念に「2分の1成人式」を行う小学校が増えていくようだ。子どもは小学校でも行われている。親への感謝よりも子どもがこれまでの人生を振り返り、将来の夢や希望を語ることがメインであると聞く▼子どもが成長し、親の代わり家事や妹の面倒をみてくれるようになった。頼んでもすぐにやってくれるとは限らないが、親の役に立っているのは嬉しいようで、褒めると何とも言えない笑顔になる。自尊心を上手くくすぐってやることはこちらにとっても気持ちのいいものである▼3歳の子でもその気持ちに寄り添う、少なくともその努力をすることは必要なのだろう。親として子どもの気持ちがよく分かるとは言えないが、冒頭の言を聞き、もつと子どもと接する時間を増やそうと反省する次第である。

（久保田 辰）

東日本大震災から7年

～ふるさとを失い、風化の中で孤立化する避難者～

福島原発被害者支援かながわ弁護士団

事務局長 会員 黒澤 知弘

平成23年3月11日の東日本大震災とそれに伴う福島第一原発事故から7年が経過し、私達は3・11を既に過去のことと捉え、その記憶もすっかり風化してしまっているのではないだろうか。

3月3日付の朝日新聞では、福島県民世論調査の結果を報じているが、その結果は全国的に風化が進む中で被災地での生活再建が進まない現状が浮き彫りになっている。

上記調査では、原発事故による放射性物質が自身や家族に与える影響への不安を感じる人が66%に上り、福島県全体で、元のような暮らしができる時期について、「20年より先」54%、「20年ぐらいい」19%、「10年ぐらいい」16%、「5年ぐらいい」4%という回答結果が出ている。

風化の進むスピード感とは裏腹に、現在も放射性物質の影響と隣り合わせという生活実態が変わらず、被災当事者の生活再建、被災地の地域再建の道程が果てしなく遠い。

実態が明らかになつていない。

また、客観的な数字としても、本年3月時点でも、①全国の避難者等の数は約7万7000人、うち福島第一原発事故による避難者数約5万3000人となっており、②私たちが住む神奈川県内への避難者数は2506人とされ(復興庁、福島県HP発表)、これだけ多くの人々が7年経ってもなお避難を余儀なくされているという事実が持つ重みは非常に大きい。

このような状況の中で、①避難指示等対象区域外の避難者に対する支援である。被災者が中心となり、これを支援する市民、弁護士らの協働により、平成26年から素晴らしい取組が続いている。当会も後援している「3・10東日本大震災かながわ追悼の夕べ」である。震災及び原発事故により亡くなった方々への追悼を通じて、参列した方々が、あの日に感じた気持ちを思い起こすことができる。

7年が経ってもなお、私たちに、風化の中で孤立化する避難者を支えていく取組が求められている。

本年の「3・10 東日本大震災かながわ追悼の夕べ」より追悼のキャンドルに囲まれ、避難者自らが実情を話す

避難者の生活再建が進まないにもかかわらず、公的支援や賠償等は次々に打ち切れ、避難者が孤立無援の状況へと追いやられている。

「あの日まで、ふるさととはひとつだった。当たり前のように、家族とともに心の底から笑って過ごしていた。特別ではない、ごく普通の日常がずっと続くと思っていた。」東日本大震災から7年経った本年3月に被災者の方々から寄せられた言葉である。

私たちは弁護士は、そんな被災者の方々をどのように支えられるのか。損害賠償については、原子力損害賠償紛争解決センターのADR手続、全国における集団訴訟を通じて被害救済の水準を少しずつ向上させ、ここから更に生活再建に見合うだけの損害賠償を獲得できるように日々奮闘している。

また、神奈川県では、被災者が中心となり、これを支援する市民、弁護士らの協働により、平成26年から素晴らしい取組が続いている。当会も後援している「3・10東日本大震災かながわ追悼の夕べ」である。震災及び原発事故により亡くなった方々への追悼を通じて、参列した方々が、あの日に感じた気持ちを思い起こすことができる。

7年が経ってもなお、私たちに、風化の中で孤立化する避難者を支えていく取組が求められている。

新聞版

F次長の二チベンの日常(最終回)

2年5か月間の

激流を経験して

私は、日弁連事務次長に平成28年1月1日付で就任し、本年5月末日退任した。在任期間は2年5か月に及び、村越執行部の2年目、中本執行部の2年目、そして本年4月発足の菊地執行部と、3代にわたる日弁連執行部の一員として活動させていただいた。

本間にこの役職を全うできるのか最初から最後まで自問自答してきたが、当会からのご支援・ご協力をいただきつつ、優秀な日弁連事務職員に支えられながら何とか任期満了まで漕ぎつけたことができた。まずは皆様方に深く感謝する次第である。

私の主な担当の3本柱は、法曹養成、死刑廃止、民事司法改革で、任期後半で死刑廃止の担当が外れて、代わりに綱紀・懲戒、財務・経理が加わった。

出井直樹事務総長(当時)からは、私が担当した途端にそれまで波風が立つはずもないものがこのとく「炎上」するの、なるべく触らないでくれ、とよくからかわれていたが、振り返ってみれば、私の任期中は確かにずっと激流の真只中にいたような気がする。

まず、会員による招集請求に基づく平成28年3月11日臨時総会で幕を開けた。総会当日に至るまで筆舌に尽くし難い苦労をしたものの、法曹人口問題に一定の決着をつけたこの総会は、将来語りたこの総会は、

継がれるであろう歴史的な総会だったと思われる。

平成28年10月の福井・人権擁護大会では、これまた歴史的な、「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」が大激論の末に採択されたが、当会選出の木村保夫副会長(当時)とともに、担当事務次長として関与することができたのは、まことに光栄なことであった。

そして何よりも、平成28年4月から本年3月までの丸2年間で、中本会長(当時)のもとで、民事司法改革の課題に奔走した。中本会長のこの分野に懸ける情熱はすさまじいもので、内容的にも大変勉強させられた。正直、単位会にいるとなかなか実感できないのだが、従来からのさまざまな改革課題に加え、国際化への対応にも力を入れてきた。

平成29年8月から担当した綱紀・懲戒は、(案の定)私が担当になった途端、大量懲戒請求の問題や全国展開している弁護士法人が業務停止となった場合の対応の問題等が次々と発生し、急きよ一定の対応はしたもの、引き続き検討課題が残った。そのため、本年3月に検討WGを新設して、私はめでたく「留年」することになった(泣)。

更に、財務・経理については、ダイナミックな日弁連の予算編成に携わることができ、興味深い経験をしたが、5月の定期総会での予・決算の審議を無事乗り切れるか、最後の最後まで気が抜けなかった。

加えて、2年ぶりに行われた職員労働組合との団体交渉の際には、職員事務次長とともに使用者側代表として前面に立ちたり(いや、立たされたり)もした。

日弁連の対外的プレゼンスは確実に高まっており、その発言は重い。これまで私自身は、さまざまな得難い貴重な経験をさせてもらったが、これからは一会員に戻るとともに、当会所属会員の立場から日弁連の今後の活動を見守り、また、関わっていきたい。

会員 二川 裕之

大量懲戒請求の問題や全国展開している弁護士法人が業務停止となった場合の対応の問題等が次々と発生し、急きよ一定の対応はしたもの、引き続き検討課題が残った。そのため、本年3月に検討WGを新設して、私はめでたく「留年」することになった(泣)。

更に、財務・経理については、ダイナミックな日弁連の予算編成に携わることができ、興味深い経験をしたが、5月の定期総会での予・決算の審議を無事乗り切れるか、最後の最後まで気が抜けなかった。

シリーズ

「いま、憲法を考える」

⑬

情報公開・公文書管理と国民主権

会員 森田 明

国の省庁で、文書隠し、文書改ざんなど公文書管理上の問題が次々に発覚している。平成23年から3年間にわたり内閣府

「職場の慣行」が矛盾する事態になると、いとも簡単に法令を無視してしまつ。それは結局、行政文書をどう作り、どこまで公開し、いつ捨てるかは最後は自分たちの都合で決める、という意識が変わっていないことを意味する。

情報保護審査会の常勤委員として勤務した経験から若干のコメントをした。

情報公開法と公文書管理法は、その目的規定に「国民主権の理念にのっとり」と書かれている。情報公開と公文書管理が憲法の国民主権実現のためにあることをあえて提示して、公務員に発想の転換を求めているのである。

審査会では審議に基づく答申作成とともに、常勤委員として日常的に審査会の職員を通じて各省庁に説明や関連資料の提出を求めてきた。そこからは言えることは、今般の一連の問題は突然起きたことではなく、以前からずっとあったということ

だ。審査会はその都度「付言」などで改善を求めてきたが、相も変わらず繰り返されているのである。特に防衛省については、私が関与した、護衛艦「たちかぜ」乗組員の自殺事件について破棄したとされていたアンケート原本が発見されるという事案の答申で、再発防止のためにあえて厳しい付言を述べたのに、それが生かされずに既視感のある情報隠しが再発した。防衛省は、実は大量の請求に追われながら結構いろいろな情報を開示しているのだが、現場の日頃の努力を水泡に帰すような異常な情報隠し

が繰り返されることは大変残念である。他の省庁についても、公文書管理、情報公開の仕組みは認識しているものの、いったん「これを公開してはまずい」という状況になると、「個人情報資料」を拡大解釈して行政文書性を否定したり、対象文書のうち一部の文書あるいは文書の一部分だけを対象として済ませようとするなど、姑息な対応をとることが珍しくない。

公務員は普段は法に従って業務をしているが、法令と「上司の意向」や

憲法原理が軽視されている状況は早急に改めなければならず、その実現は、国民、法律家の側にとつての責務とも言えよう。

なお、今年の関弁連定期大会シンポジウムは「公文書管理」をテーマに行う。9月28日10時から13時まで、恵比寿のウエスティンホテル東京にて。ぜひご参加を。

理事者室

だより

笑いを大切に、地道な努力を

副会長 豊島 健司

これを書いている頃、副会長になって1か月となる。慣れてきたと思いたい自分がいるが、

実際のところは時間に追われている。理事者室は、最初は長々と行っていたが、理

習題の理事者会までに準備、検討してもらう案件が多くなり、負担をかけると思つてゐる。

就任当初、当期の課題

は、と聞かれ、後見セン

事者全員で議論する案件と各担当副会長が進める案件のメリハリを意識すること、より充実し、時間も短縮できつつある。

総会決議、会長声明・談話の準備と並行し、担当副会長には

当期執行部は、会長が積極的に発言し、また起案もする。それにレスが圧倒的に早い。副会長も意見を率直に述べ、また気が付くと会長の起案に

対する修正もしている。気が付くと、委員会や会員から多数の課題をいただいている。重い課題もある。

男の子の赤ちゃんを真ん中に、両脇で満面の笑みを浮かべる父親と母親。父親に両脇を抱えられた男の子は何が不満なのか、泣き出しそうな顔で必死に母親へと手を伸ばしている。

ある情勢となり、坂本弁護士ゆかりの法曹関係者に話を聞

係者が一様に指摘するのは、このまま死刑が執行されるこ

ない。しかしオウムのような集団がなぜ形成され、教祖の意向のもとで数々の残忍な事件が引き起こされたのか、調査研究が尽くされていないというのが大まかな理由だ。

事件の発生時、私は小学生だった。今回の取材を始める前も、どこか疎遠で特異な事件であり、1枚の写真をこれほど気に留めることもなかった。おそらくこれが世間の一般的受け止め方であろうが、今は多くの人に少しでも関心を寄せてほしいと願う。聞かせていただいた関係者の話を丁寧に紡ぎ、伝えていきたい。

オウム事件に思う

皆さん記者クラブ

期大会シンポジウムは「公文書管理」をテーマに行う。9月28日10時から13時まで、恵比寿のウエスティンホテル東京にて。ぜひご参加を。

いてまわっている。細かな違いはあれども、関

とへの懸念だった。もちろん犯した罪は償わなければなら

(神奈川県新聞報道部 高田 俊吾

平成29年度の活動報告

川崎支部

支部だより

顔の見える支部

県西支部

小田原城のお堀の水が抜かれるなど最近賑やかな県西地域であるが、4月13日に当会県西支部の定期総会が開催された。

会場は湯本富士屋ホテル。ロビーからは、箱根湯本駅舎を見下ろす絶景が広がる。本年度定期総会の出席者は63名。総会

日時点の県西支部会員数は128名となっており、ほぼ半数が集まるという驚異の出席率である。これも県西支部会員の結束力を示すものといえよう。

古田玄新支部長体制の船出となる総会であるが、支部委員会の活発化に伴い、報告事項が年々増えているため、議題は盛り沢山。時間超過も懸

4月16日、川崎支部の通常総会が川崎日航ホテルにて開催され、平成29年度の支部の活動報告や決算等についての審議が行われたので、その一部を紹介する。

まず、支部旅行である。これは川崎支部にて毎年行われてきた恒例の企画

念されたところだが、そこは前記の結束力（早くお酒が飲みただけ？）を発揮し、スムーズな議事進行により全ての議案が承認され、予定時間内で無事収めることができた。

続く懇親会では、若手からベテランまで、約20名の会員が壇上で挨拶し、各自の趣味や活動への意気込みなどを披露した。最近は弁護士の数が増えて…といった話をよく耳にするが、懇親会の盛り上がりを見るに、「顔の見える支部」はまだまだ続くのではないかと。

定期総会後も県西支部の活動は多数予定されている。5月19日には、二宮町梅沢海岸にて地引網

である。毎年若手会員を含む、多くの会員が参加して1泊旅行で交流を深めている。昨年度は、会員等（会員家族も参加）55名が参加してヒルトン小田原にて実施された。

支部会員同士の結婚発表があったり、会員の家族も参加してボーリング、カラオケ、パター

ゴルフ等したりして非常に盛り上がった。

次に、昨年度の新たな試みとして実施された川崎フロンターレの公式戦サッカー観戦企画である。等々力競技場で8月23日に実施された浦和レッドダイヤモンズ戦に66名の会員

地元多摩川太鼓の力強い演奏の様子

のイベントが行われる。企画は昨年度、試行的に実施されたものだが、会員のみならず、家族や事務職員を含めて大勢が参加し、大変好評を博した。

本年度は、検察庁からも参加いただく予定であり、将来的には、県西地域の法曹関係者の懇親を深めるイベントにする目論見もあるとか。地引網

らが参加した。3対1で見事にフロンターレが勝利し大歓喜の中、スコア当てクイズを見事的中させた藤田温久会員が、中村憲剛選手のサイン入りユニフォームを獲得した。

最後に、川崎支部の悲願である北部法律相談センターについても報告があった。残念ながら昨年度の新規開設は断念することとなったが、今後も積極的に検討していくことが確認された。

総会後の懇親会では、本年度、副会長として活躍されている池田博毅会員を応援するために、地元多摩川太鼓の演奏も行われた。会場の照明の電球が1つ消えてしまうほど、低音の効いた力強い演奏で、池田副会長へ

の大きなエールになったのではないだろうか。

川崎支部は、4月26日現在、会員数223名を有する規模になったが、今後も会員相互の交流を深めつつ、活動していきたい。

（川崎支部幹事 会員 細川 宗孝）

観戦企画でふろん太君と記念撮影

定期総会の様子



伝統の三港対抗戦

本年、当会野球部横浜マリナーズは、昨年まで指揮をとっていた野木大輔から長谷山尚城へ監督が引き継がれ、新体制での開幕となった。本来であれば、長谷山新監督の写真を掲載すべきなのであろが、「俺の写真は全国大会優勝の胸上げの写真でいい」との力強い発言を受けたので、今回の記事での掲載は見送らせてもらう。会員各位は年末に掲載されるであろう長谷山新監督の胸上げ写真を楽しみに待っていて欲しい。本記事では4月21日に横浜で開催された伝統の三港対抗戦の報告をしたい。

第1試合は横浜対名古屋。名古屋は昨年の全国大会で、優勝を果たした強豪である。横浜の先発は4月に当会に登録換えをした豊田秀一。テンポのいいピッチングをみせるも、味方の失策や不運も重なり初回に5失点。打線は新主将森弘吏が安打、亀美の怪童戸田龍聖が2安打してみせるも、名古屋の筒井投手をとらえきれず得点ができない状況が続く。その間も名古屋は着実に得点を積み重ね点差は広がっていく。横浜も最終回に粘りを見せ、代打本間正俊の適時打などで4点を奪うも、4対10で名古屋に敗れた。

第2試合は横浜対神戸。横浜の先発はレジェンド畑中隆爾。この試合は打線が奮起し、初回から得点を重ね、畑中を援護する。畑中は3回を投げ川原佑基にマウンドを託す。横浜は新人小川健一の安打などで効果的に追加点を加え、川原も苦しみながらもリードを守り、結果は14対9で横浜が勝利。畑中が通算92勝を達成した。

第3試合は名古屋打線が爆発し、20本を超える安打で神戸に19対2で快勝した。

試合後は、3チーム合同の懇親会が開催され、新人紹介、各チームのレジェンドトークなどで大いに盛り上がった。今年は大大会で活躍した小川を含め、70期3人

デスク 久保 義人
記者 久保田 辰
青山 良治
土居 久子
須山 園子
飯島 麻樹
田鍋 智之

研修所時代の民弁教官が最高裁判事に在任中なので、当会の企画に応募して最高裁見学に行った。

図書室、大、小の法廷等の施設を見学し、裁判官室で現役最高裁判事のお話を伺った。中庭の喫煙場所で一服もした。

おそらく最初で最後の経験は予想外に楽しかった。

編集後記

（会員 毛塚 衛）

横浜駅東口 家庭の法律相談センター

電話 / 045-451-9648
予約受付時間 / 毎日10:30~19:00

家庭の法律相談

(離婚、相続、成年後見等)

◆相談時間 45分以内
平日 12:30~15:30
16:00~19:00
土日祝 10:30~13:30
14:00~17:00

◆相談料金 5,000円(税込み)



インターネット予約は
ひまわり相談ネットから

